

# 後期高齢者医療制度

7月に保険料額決定通知書と新しい保険証を送付します

75歳以上の人と、65歳以上の人で一定の障害があると認められた人を対象とした医療制度です。

## 更新 します

保険証  
限度額適用・標準  
負担額減額認定証

## 保険証

8月からだいたい色になります  
7月下旬に、8月1日から使える新しい後期高齢者医療制度の保険証を送付します。8月以降は新しい保険証を提示してください。  
8月になっても新しい保険証が届かない場合は、問い合わせてください。  
負担割合は毎年判定します  
医療機関での負担割合（1割・3割）は、前年の所得

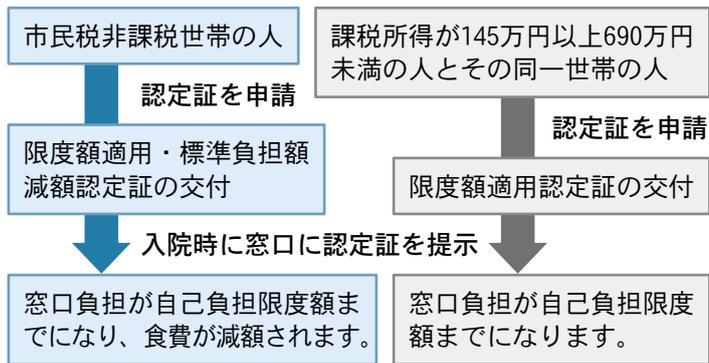
により判定しています。新しい保険証から、負担割合が変更になる場合があります。

## 限度額適用・標準負担額減額認定証

すでに認定証を持っている、引き続き対象となる人には、新しい認定証を保険証に同封して送付します。

## 申請 が必要です

新たに限度額適用認定証などの対象になる人



## 変更 します

保険料の  
均等割額の軽減

総合的な社会保障の充実策や世代間の公平の観点な

申請方法 保険証と印鑑、マイナンバーカードまたは通知カードを持参して申請してください。

申請・問い合わせ先

市民課医療保険係（☎437137）または上下支所民生生活係（☎621114）

## 令和元年度年間保険料額（限度額62万円）

均等割額  
45,500円

+

所得割額  
所得割率8.76%

所得割額 = (総所得金額等 - 33万円) × 8.76%  
※総所得金額等は、「年金収入 - 公的年金控除」などで、社会保険料控除などの各種所得控除前の金額です。

## 令和元年度 保険料の軽減均等割額

世帯内の被保険者と世帯主の 平成30年中所得の合計額		軽減後の均等割額
33万円以下 の場合	下記以外の場合	8.5割軽減 6,825円/年 ※来年度は7.75割軽減。
	世帯内の被保険全員の所得額が0円となる場合。ただし、公的年金の所得は控除額を80万円として計算する。	8割軽減 9,100円/年 ※来年度は7割軽減。
「33万円+28万円×世帯内の被保険者数」 以下の場合		5割軽減 22,750円/年
「33万円+51万円×世帯内の被保険者数」 以下の場合		2割軽減 36,400円/年

- ▷65歳以上の公的年金等控除の適用がある人は、公的年金等に関する所得から15万円を限度として控除します。ただし、65歳の障害者認定の人は問い合わせてください。
- ▷専従者控除、居住用財産や収用により譲渡した場合などの課税の特例の適用はありません。
- ▷所得の申告がない場合は、軽減されないことがあります。

どにより、保険料の軽減特例の見直しが今年度から段階的に行われます。

## 保険料額決定通知書は7月中旬に送付します

保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。  
令和元年度の後期高齢者医療保険料は、平成30年中の所得を基に計算しています。保険料の支払い方法は、

原則、公的年金からの天引きになります。ただし、新たに後期高齢者医療制度に加入した人などは、一定の期間、保険料を納付書などで納付していただく場合があります。

問い合わせ先 広島県後期高齢者医療広域連合業務課（☎082-50213060）または市役所税務課（☎437121）